

2019年(令和元年)6月28日

〒105-0004  
東京都港区新橋一丁目12番9号  
A-PLCES新橋駅前10階  
株式会社コスモヘルス 御中  
(ご担当 内村 研哉 様)

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40  
ブライトシティ柏木702号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-276-5160

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 申入書

当方の2018年7月25日付の照会書に対し、同年8月22日付でご回答頂きありがとうございました。

貴社からは、医薬品医療機器等法(以下「薬機法」といいます。)上認められた効果のみの勧誘しかしておらず、「『糖尿病に効く』、『うつ病も良くなった人もいる』といった勧誘は行っておりません」との回答を頂きました。

当該回答を受け、当団体は、独立行政法人国民生活センターに対し、貴社の消費生活相談に関する情報提供を求めました(消費者契約法40条)。そうしたところ、2016年4月1日から2019年2月7日までの間に、69件の相談が寄せられているとの回答がありました。

そして、その中には、以下の様な相談が含まれておりました。

- ・心臓病や糖尿病など、治療器の禁忌事項や医師と相談する必要がある病気を持っているのに、それに効くとして勧誘された。
- ・歩けない人が歩けるようになるとか、肺に影がある病気も治る等と勧誘された。

・ガンが治ると勧誘された。

当団体としては、以上の様な勧誘が寄せられていること、また、貴社からの回答があった8月22日以降にも複数件の相談が寄せられていることから、送付済みの照会書記載のように、薬機法上も問題となるような、本来電位治療器として承認を受けた効能・効果を超える治療効果を謳った勧誘が存するものと思料致しました。

従いまして、貴社に対し、下記の申入れを致します。

#### 記

- 1 「ガンが治る」等、電気治療器として承認を受けた効能・効果（具体的には、頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解の効用・効果）の範囲を超えた治療効果を謳うような、不実告知・優良誤認（消費者契約法4条1項1号、景品表示法5条1号）に該当する勧誘および表示をしないこと
- 2 あらためて従業員等に対し、1のような勧誘をしないことを周知・徹底するような方策を取り、再発防止に努めること
- 3 HP上に貴社の販売する電位治療器の効用が、頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解のみであり、その範囲を超える効用は認められていないことが明らかになるような記載・表示にすること

以上、当該申入れに対する貴社のご対応等について、本書面到着後2ヶ月を目処に、書面にてご回答くださいますよう、よろしくお願い致します。

以上